

川崎市消防局安全運転管理に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 安全運転管理体制（第7条～第9条）

第3章 車両の運転（第10条～第16条）

第4章 事故防止対策等（第17条～第20条）

第5章 安全運転管理委員会（第21条～第28条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市消防局（以下「消防局」という。）が管理する車両（原動機付自転車を含む。）の安全運転の確保及び事故防止に関する必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）所属長 川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）第2条第4項に規定するものをいう。

（2）職員 消防局の消防事務に従事する全ての職員をいう。

（3）車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で消防局が管理するものをいう。

（4）運転者 公務のため車両の運転を行う職員をいう。

（5）機関員 消防局長が別に定める機関勤務員審査に合格した者のうち、所属長に車両の運転を命ぜられた者をいう。

なお、各機関員の区分については、別表1のとおりとする。

（6）交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に

規定する車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいうほか、道路外であつても車両等の交通により損害が発生したものをいう。

(統轄責任者)

第3条 消防局に統轄責任者を置き、消防局長をもって充てる。

2 統轄責任者は、消防局の安全運転管理対策を統轄するものとする。

(副統轄責任者)

第4条 消防局に副統轄責任者を置き、警防部長をもってこれに充てる。

2 副統轄責任者は、統轄責任者を補佐するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所属する運転者及び機関員（以下「機関員等」という。）

の安全運転の確保及び交通事故の防止に、万全を期さなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、交通事故の防止を図るため、相互に協力しなければならない。

第2章 安全運転管理体制

(安全運転管理者)

第7条 消防局及び消防署に安全運転管理者を置き、消防局は警防部警防課長、消防署は副署長をもって充てる。

2 安全運転管理者は、次の各号に定めるところにより、業務を行うものとする。

(1) 災害出場、夜間、異常気象及び天災時等の安全運転の確保に必要な指示又は措置に関すること。

(2) 機関員等の過労防止等健康状態のチェック、安全運転の確保に必要な指示に関すること。

(3) 運転開始、終了時刻、走行距離その他の運転状況の把握に関すること。

(4) 機関員等に対する技能、知識その他の安全運転の確保に必要な教育指導に関すること。

(5) 機関員等の運転免許証の有効期限及び区分等記載内容の確認に関するこ

と。

(6) その他安全運転の確保に必要な事項

(副安全運転管理者)

第8条 消防局及び消防署に、副安全運転管理者を置き、消防局は警防部警防課警防係長、消防署は担当課長（警防統括担当）をもって充てる。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者を補佐し、安全運転管理者が不在の場合は、その職務を代理するものとする。

(安全運転管理員)

第9条 消防局及び消防署に安全運転管理員を置き、消防局は各部庶務担当係長、消防署は庶務係長、警防第1課、警防第2課の警防係長及び出張所長（代理者を含む。）をもって充てる。

2 安全運転管理員は、安全運転管理者の指示を受け、次の各号に定めるところにより、業務を行うものとする。

(1) 車両の運転管理

(2) 機関員等の健康状態、運転免許証の携帯、有効期限及び区分の確認

(3) 安全運転管理者との連絡調整

第3章 車両の運転

(運転の資格)

第10条 車両（原動機付自転車を除く。）の運転は、所属長が認めた運転者及び機関員とする。ただし、緊急自動車の運転については機関員とする。

(運転上の義務)

第11条 機関員等は道路交通法その他の関係法令（以下「交通法令」という。）を遵守し、安全運転の確保に努めなければならない。

2 機関員等は、車両の運転前及び運転後に車体、タイヤ及び各灯火等、車両周囲の点検を行わなければならない。

3 機関員等は、常に心身の健康保持に努めるとともに、道路交通法第90条第1項第1号、第1号の2又は第2号のいずれかの疾病等がある場合は、安

全運転管理者を通じて所属長に報告しなければならない。（別表 2 参照）

- 3 前項の報告を受けた所属長は、産業医等の助言を受け、総務部人事課と協議して、必要な措置を講ずるものとする。

（車両運転の心得）

第 12 条 機関員等は、車両を運転する際、交通法令を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより、安全運転に努めなければならない。

- （1）車両のエンジンキーを確実に保管すること。
- （2）発進時には車両の周囲の安全を確認すること。
- （3）出場区域内の地理、水利等に精通すること。
- （4）降雨、降雪時は、視界不良とスリップ危険が大きいのので、適正な速度で運転すること。
- （5）信号機がない交差点では、一旦停止又は最徐行すること。
- （6）他の車両との危害防止を図るため、状況に応じて停止表示器等を活用すること。
- （7）狭い道路及び後退時には、必ず誘導員をつけること。
- （8）運転技量の向上及び交通法令の研鑽に努めること。

2 機関員は、災害現場に出場するとき、次の各号に定めるところにより、交通事故防止に努めなければならない。

- （1）庁舎前は、左右の安全を確認してから徐行して走行車線に入ること。
- （2）サイレンを吹鳴し、赤色回転灯を点灯すること。
- （3）狭隘道路では安全かつ低速に走行し、無理な進入はしないこと。
- （4）踏切の直前では必ず一旦停止し、左右の安全を確認した後に通過すること。
- （5）見通しのきかない交差点及び踏切は、必要に応じて誘導員をつけて安全を確認した後に通過すること。
- （6）信号機が赤色又は黄色を表示するときは、一旦停止又は最徐行し、安全を確認した後に発進すること。

(7) 緊急自動車としての特権意識を払拭し、無理な運転をしないこと。

3 小隊長は、出場中の事故防止を図るため、機関員に必要な指示と助言を与えるとともに、拡声装置を十分に活用して、事故防止に努めなければならない。

4 引揚げ時は、現場活動による疲労蓄積のため、注意力が散漫になることから、機関員は交通法令を遵守し緊急自動車の運転に集中するとともに、小隊長以下全員で交通事故防止に万全の注意を払わなければならない。

(駐停車時の心得)

第13条 機関員等は、車両を駐停車する場合は、次の各号に定めるところにより、交通事故防止に努めなければならない。

(1) 車庫の内外を問わず駐停車して車両から離れるときは、パーキングブレーキをかけるほか、施錠を確実にし、必要に応じて車輪止めを施すこと。

(2) 急勾配の場所を努めて避けること。

(3) 他の車両の通行の妨げとならない安全な場所を選定すること。

2 災害出場及び部隊出向したときは、車両を無人にしてはならない。

業務上やむを得ず車両を無人にするときは、施錠を確実にしなければならない。この場合、指令センターへ通報するものとする。

(呼称応答運転及び車両誘導)

第14条 車両の運行に際しての呼称応答及び誘導要領は、別表3から5のとおりとする。

(機関員の報告)

第15条 所属長は、車両の正副担当機関員を命免又は変更したときは、車両担当者表(第3号様式)により統轄責任者に報告しなければならない。

(運転免許の管理)

第16条 安全運転管理者は機関員等の運転免許証の確認について、運転免許証確認一覧表(第4号様式)で所属ごとに管理するものとする。

第4章 事故防止対策等

(教育訓練)

第 17 条 安全運転管理者が行う教育訓練は、法令の改廃に伴う研修、運転操作技術、誘導要領及び交通事故事例の検証等の方法により行うこと。

2 機関員等は、交通事故防止の徹底を図るため、教育訓練に積極的に取り組まなければならない。

(健康管理等)

第 18 条 機関員等は、自己の健康管理に努めるとともに、運転業務に就く勤務の開始及び終了時には、安全運転管理者、副安全運転管理者又は安全運転管理員（以下「安全運転管理者等」という。）いずれかの立会いのもと、健康状態の確認のほか、アルコール検知器を使用した検査等を行うものとする。

2 前項で実施した検査等において、健康状態の不良等により正常な運転ができないと認めた場合、安全運転管理者等は、速やかに所属長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた所属長は、当該機関員等の交代に必要な措置を講じなければならない。ただし、隔日勤務において休日等、所属長不在時は、当直責任者が必要な措置を講ずるものとする。

4 安全運転管理者は、第 18 条第 1 項の規定により、運転業務に就く勤務の開始及び終了時に確認した機関員等の健康状態について、各所属において健康管理表（第 5 号様式）に記載し、管理させること。

なお、航空隊の機関員等については、「川崎市消防局航空隊運航管理規程に関する要綱」に定める様式により管理することによりよいものとする。

5 機関員等は、交通違反により取締りを受け、警察機関から告知票・免許証保管証の交付を受けたときは、速やかに安全運転管理者を通じて所属長に報告しなければならない。

6 前項の報告を受けた所属長は、当該報告に係る処分の解除を確認するまでは、車両を運転させてはならない。

(事故発生時の措置)

第19条 小隊長又は機関員等は、車両の運転中に交通事故又は交通事故に至らない車両の接触（以下「交通事故等」という。）が発生したとき、次の各号に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(1) 車載無線又は電話により、交通事故等の概要を所属長及び指令センターに即報すること。

(2) 当該車両の運転を中止し、負傷者の救護及び道路における危害防止措置を講じること。

2 出場中に交通事故等が発生したときは、前項の措置を講じなければならない。ただし、出場中の交通事故等の内容が人身事故を伴わないもので消防車両の機能に支障がなく、道路における危害防止措置を要しない軽易な場合は、現場に隊員1名を残す等状況に応じて必要な措置を講じなければならない。

3 小隊長又は機関員等は、車両の運転中に故障その他の理由により当該車両を運転することができなくなったときは、速やかに当該車両を安全な位置に移動させる等必要な措置を講じなければならない。

(事故報告)

第20条 交通事故等の報告を受けた所属長は、直ちに状況を確認して交通事故等送受信書（別紙様式）を作成し、各種図面等を添えて速やかに警防部警防課を通じて副統轄責任者に即報するものとする。

2 所属長は、交通事故発生の日から3日以内に消防情報管理システムの車両管理から事故調書に事故概要を入力して、交通事故発生報告書（第1号様式）を作成し、車両を運転していた職員及び同乗者の交通事故てん末書（第2号様式）及び各種図面等を添えて警防部警防課を通じて統轄責任者に報告しなければならない。

ただし、職員の人的損害を伴う交通事故を除き、消防局に過失がない交通事故又は車両の修理のために総務企画局総務部庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）で加入する保険の適用を必要としない交通事故については、

この限りでない。

- 3 警防部警防課は、庁舎管理課事故処理担当者に交通事故概要を即報するとともに、交通事故発生報告書を送付するものとする。

第5章 安全運転管理委員会

(設 置)

- 第21条 消防局に、安全運転管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

- 第22条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 警防部長
- (2) 副委員長 消防局警防課長
- (3) 委員 副署長

(業 務)

- 第23条 委員会は、次の事項について調査審議するものとする。

- (1) 交通事故の原因の調査及び分析に関すること。
- (2) 安全運転の意識の向上及び教育訓練に関すること。
- (3) 交通事故の防止に係る情報提供及び情報交換に関すること。
- (4) 交通事故防止対策の方針決定及び徹底に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

- 2 前項に規定する調査審議結果については、統轄責任者に報告するとともに安全運転等に反映させなければならない。

(委員会の運営)

- 第24条 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招 集)

- 第25条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第 26 条 委員長が必要と認めたときは、所属長を通じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第 27 条 委員会の事務局は、警防部警防課に置く。

(委任)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

機 関 員 区 分 表

機関員 区分	機関員の要件			主な該当車両
	必要な免許	車両の総重量	任命条件	
1 級	大型自動車免許	8. 0 t以上	2 級機関員として1年以上従事し、 所属長が任命した者（AT限定不可）	はしご車 救助工作車 水槽付きポンプ車
2 級	中型自動車免許 中型自動車免許（8 t限定） 準中型自動車免許 ※ 1 級に必要な免許含む	8. 0 t未満 ※準中型自動車免許は7. 5 t未満	2 級機関勤務員審査に合格し、所属 長が任命した者（AT限定不可）	普通ポンプ車 非常用消防車
3 級	準中型自動車免許（5 t限定） 普通自動車免許 ※ 1 級、2 級に必要な免許含む	3. 5 t未満	3 級機関勤務員審査に合格し、所属 長が任命した者（AT限定可）	指揮車 救急車 非常用救急車

道路交通法に基づく疾病等

道路交通法第90条第1項第1号	
幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの	統合失調症
発作により意識障害又は運動障害をもたらすものであって政令で定めるもの	てんかん 再発性の失神 無自覚性の低血糖症
自動車等の安全な運転に支障を及ぼす病気として政令で定めるもの	躁うつ病 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害
道路交通法第90条第1項第1号の2	
介護保険法第5条の2に規定する認知症である者	
道路交通法第90条第2項	
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	

別表 3（第 14 条関係）

呼 称 応 答 運 転 要 領

区 分			指揮者	機関員	隊員	備 考
発 進			③ 発進	② 発進よし	① 乗車よし	指揮者は全員の乗車を確認する。
交 差 点 等 の 通 過 時	対面信号（青）		② 通過よし	① 信号青 ② よし		指揮者及び隊員は機関員の呼称を確認する。
	対面信号（赤）	緊急走行	③ 左右確認 ④ 徐行通過	① 信号赤 ③ 左右よし ⑤ よし		
		普通走行	② 止まれ	① 信号赤 ③ 左右よし		
	見通しの悪い交差点又は一時停止の標識がある交差点		② 止まれ ④ 徐行通過	① 一時停止 ③ 左右よし ④ よし		必要により隊員に誘導させる。
踏切を通過するとき			② 止まれ ④ よし	① 踏切停止 ③ 左右よし		
その他必要なとき			(例) 左後方〇〇注意	(例) 〇〇注意	(例) 左後方〇〇注意 〇〇センチ通過	指揮者は必要により隊員に誘導させる。

備 考

- 1 〇数字は呼称順序を示す。
- 2 機関員等は別表に示す安全確認を、適切かつ確実に行うとともに、呼称に努めなければならない。
- 3 指揮者及び同乗者は、呼称確認に協力しなければならない。
- 4 機関員等は同乗者がいないときでも呼称し運転すること。

別表 4（第 1 4 条関係）

車 両 誘 導 要 領

誘 導 合 図	誘導方法		手動作	警笛	肉声・拡声器の活用
	誘導開始		両手を高く上げ、手のひらを進行方向に大きく動かす。	ピー 長笛一声	開始「オーライ」
	前進又は後退するとき		片手を高く上げ、手のひらを進行方向に向け、大きく動かす。	ピ ピ 短笛二声	間隔を開けた「オーライ」の連呼
	側方	左右に寄せるとき	片手を高く上げ、手のひらを寄せる方向に向け、大きく動かす。	ピ ピ 短笛二声	間隔を開けた「オーライ」の連呼
	車両が路肩又は障害物に近づいたとき		片手を高く上げ、手のひらを進行方向に向け、小さく振る。	ピッピッピッ 連続短声	言葉を速くし「オーライ」の連呼（距離をいう。あと〇〇センチ）
	停止するとき		両手を高く上げ、手のひらを機関員に向ける。	ピー 長笛一声	「ストップ」

備考

- 1 誘導は、原則、複数の職員を車両前後に配置する。
- 2 誘導位置は、機関員が誘導員を確認できる位置とする。
- 3 誘導は手動作と、警笛（電子式を含む。）又は肉声等を併用する。
- 4 警笛は、停止させる位置から概ね 2 メートルの地点から短笛を連続するとともに、停止位置に余裕をもって合図を行う。
- 5 誘導車両が複数あるときは、各機関員に誘導する車両を指示し、1 台ずつ誘導する。
- 6 誘導員は、地形、障害物の確認だけでなく、周囲の歩行者、車両等の動向にも注意して、自らの安全を確認し誘導する。
- 7 機関員は、自ら車両の周囲を確認後、誘導員の誘導を受けること。
- 8 機関員は、誘導員の合図が途切れたり、不明瞭な場合は、直ちに車両を停止させ状況を確認する。

別表 5 (第 1 4 条関係)

発進時呼称応答要領			
	小隊長	機関員	隊員
乗車準備	①「乗車確認実施」	②「よし」	②「よし」
	①「車庫シャッター開放よし」 又は ①「車庫シャッター開放にあつては○番員」	③「車庫シャッター開放状況よし」	②「よし」 ※車庫シャッター開放指示を受けた隊員は開放後 ②「車庫シャッター開放よし」
	①「周囲の確認」 ②「開口部閉鎖よし」 ③「収納状況よし」 ④「車両一巡よし」	②「前方よし」 ③「車両下方よし」 ④「車両一巡よし」	②「はしご収納よし」 ③「車両右側(左側)よし」
乗車指示	①「乗車」 ※隊員の乗車を確認した後 ②「後方よし ドア開放」 ③「乗車よし」	②「よし」 ③「車輪止め解除」 ④「後方よし ドア解放」 ⑤「乗車よし」	②「よし」 ③「後方よし ドア解放」 ④「乗車よし」
発進準備	①「発進準備」	②「警告灯よし」 ③ミラー確認「右よし左よし」 ④「エンジン始動」 「始動よし」 ⑤「窓開放よし」 ⑥「発進準備よし」	②「窓開放よし」 ③目視「右(左)よし」 ④目視「右(左)後方よし」 ⑤「準備よし」
発進	①「発進」	②「よし」 ③ミラー「右よし左よし」 ④目視「右よし左よし」 ⑤「前方よし」 ⑥「発進」	②「よし」 ③目視「右(左)よし」 ④目視「右(左)後方よし」

備考
○数字は呼称順序を示す。

別紙様式

				担任	主任	係長	課長	部長
交 通 事 故 等 送 受 信 書								
受信年月日 年 月 日								
受 信 者 消防局 課 係								
発 信 者								
1. 発生日時 年 月 日 時 分頃								
2. 発生場所 市 区								
3. 本市側 車名 年式 登録番号 氏名 ()歳								
4. 相手側 車名 年式 登録番号 運転者住所 運転者名前 ()歳 電話 所有者住所 所有者名前 ()歳 電話								
☐ 車両対車両 ☐ 車両単独 ☐ 車両対人身 ☐ 車両対物件 ☐ その他								
事故概要								
年 月 日 時 分 庁舎管理課 事故処理担当 氏へ連絡								
届出警察署 警察 担当								

第1号様式

					担任	主任	係長	課長	部長	局長								
川消 第 号 年 月 日 交 通 事 故 発 生 報 告 書 消 防 局 長 様 署 (課・隊) 長																		
発生所属				件 名														
発生日時		年 月 日 (曜日) 時 分頃				天 候		晴 曇 雨 雪										
発生場所																		
事故の種類		人対車両		車 両 相 互				車 両 単 独				踏切						
				衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他							
本市側の 車両及び 運転者等		登録番号				車種				年式								
		運 転 者	住所 -----				免 許 証	番 号										
			氏名 ----- (歳)					種 別										
			所属職名 ()						大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	自 動 二 輪	原 付	けん 引	大型 二	中型 二
相手側の 車両及び 運転者等		登録番号				車種				年式								
		運 転 者	住所 -----															
			氏名 ----- (歳) 職業 ----- TEL ()															
		所 有 者	住所 -----															
氏名 ----- (歳) 職業 ----- TEL ()																		
損 害 の 程 度	人 身	本市側 の別 相手側	死傷者氏名		年齢	職業	住所		傷病名		治療 見込期間							
		市・相																
		市・相																
		市・相																
		市・相																
		市・相																
	物 件		本市側	相手側	合計		損 害 箇 所	本 市										
			車両	円	円	円		相 手										
			その他	円	円	円												
			合計	円	円	円												
届出警察署		警察署 担当					収容先 医療機関名		病 (医) 院									

第1号様式（2）

事故の状況・原因	状況																											
原因																												
道路の状況	巾員	制限速度	平たん・こう配の別				直線・曲線の別				路面の種類				路面の状態				見通状況			混雑状況			路面の良否			
	m	Km/h	平たん	上り	下り		直線	右曲	左曲	交差点		コンクリート	アスファルト	砂利		乾	湿	積雪	氷結		良	普通	否	多い	普通	少ない	良	普通
現場の略図																												
記入要領	「乗用車、ライトバン、トラック、バス」 本市  (停止、接触)  (過程) 相手  (停止、接触)  (過程) 「オートバイ」 本市  (停止、接触)  (過程) 相手  (停止、接触)  (過程) 「自転車」  「人」  「横断歩道」  「中央線」  「停止線」  「信号機」  「ガードレール」  「軌道」  「電柱」  「樹木」  「スリップ痕」  「接触点」  「道路巾員」  「車両進行方向」 																											

〔注意事項〕 「現場の略図」を記入の際 方向記号を記入のこと、その他必要事項は適宜記入すること。

〔添付書類〕 1. 事故現場の写真 2. 事故関係職員のでん末害 3. 損害見積額 4. 負傷者の診断書等

※事故処理の経過及び所属長の意見は別紙にて報告のこと。

第2号様式

交通事故てん末書

年 月 日

消 防 局 長 様

所属 _____

職 名

氏 名 印

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

健康管理表

年 部・課

[illegible]

※備考欄は指摘事項及び確認方法が対面以外の場合記入（電話等）